

17 庁房第 265 号  
平成 18 年諮問第 5 号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて

平成 18 年 2 月 17 日

文 部 科 学 大 臣                      小 坂 憲 次

( 理 由 )

現行の文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成14年12月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）について，基本方針策定後の諸情勢の変化，文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しを行う必要がある。

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第7条第5項において準用する同法第7条第3項の規定に基づき，文部科学大臣が基本方針の変更案を作成するに当たり，貴審議会の意見を求めるものである。